

桑名市訓令第 号

庁中一般
出先機関

桑名市職員の任用に関する規程を次のように定める。

平成30年 月 日

桑名市長 伊 藤 徳 宇

桑名市職員の任用に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定めるもののほか桑名市職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この訓令は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、桑名市行政組織規則(平成16年桑名市規則第2号。以下「規則」という。)第2条に規定する本庁組織に所属する一般職の職員(臨時的任用職員を除く。)に適用する。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職 1人の職員に割り当てられる職務及び責任をいう。
- (2) 職級 職務の複雑、困難及び責任の度が類似している職の群をいう。
- (3) 採用 職員以外の者を職員の職に任命することをいう。
- (4) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職級に属する職に任命することをいう。
- (5) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職級に属する職に任命することをいう。
- (6) 転任 職員をその職員が現に任命されている職と同一の職級内で別の職に任命することをいう。

(任命の方法)

第4条 職員の職に欠員を生じた場合には、任命権者は、採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により、職員を任命することができる。

(上級の職の任命の方法)

第5条 別表に掲げる職のうち、職級が主任級以上の職に欠員を生じた場合には、原則として昇任、降任又は転任の方法により職員を任命するものとする。

- 2 前項の規定によっては欠員を補充することができず、かつ、欠員を補充しないことによって公務の運営に支障をきたすおそれがある場合には、採用の方法により、職員を任命することができる。

附 則

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

職級	職
部長級	規則第5条に規定する部長等の職及び第10条の2第1項に規定する統括監並びにこれらに相当する職
次長級	規則第6条に規定する次長の職及び第10条の2第2項に規定する統括監補佐並びにこれらに相当する職
課長級	規則第7条に規定する課長等の職、第10条の3第1項に規定する政策監及び第11条に規定する政策員並びにこれらに相当する職
課長補佐級	規則第8条に規定する課長補佐等の職及びこれに相当する職
係長級	規則第9条に規定する係長等の職(係長及び任命権者が係長級に相当する職として指定した主査に限る。)及びこれに相当する職
主査級	規則第9条に規定する係長等の職(主査(任命権者が係長級に相当する職として指定した主査を除く。))に限る。)及びこれに相当する職
主任級	規則第9条に規定する係長等の職(主任に限る。)及びこれに相当する職
一般級	上記以外の職及びこれに相当する職